

第3期旭川市地域福祉計画について

1 地域福祉とは

すべての人が、地域においてその人らしくいきいきと自立した生活を送ることができるよう、地域住民，社会福祉の事業経営者，社会福祉活動の実践者，行政が相互に協力して、地域社会で支える仕組みをつくること。

2 地域福祉計画とは

- 地域福祉の推進に関する事項を一体的に定める計画として、社会福祉法第107条に定められている。
- 地域住民，社会福祉の事業経営者，社会福祉活動の実践者，行政が協力して地域福祉を推進することを目的として定める計画。

3 第3期旭川市地域福祉計画について

第1期旭川市地域福祉計画	計画期間	平成16年度～平成20年度
第2期旭川市地域福祉計画	計画期間	平成21年度～平成25年度

第2期計画期間が終了することから、これまでの取組の成果と今後の課題を踏まえ、第2期計画を見直し、平成26年3月に「第3期旭川市地域福祉計画」を策定。

○計画期間

平成26年度～平成30年度

○計画の内容

旭川市が地域福祉を推進するための考え方や、市民（地域住民，社会福祉活動の実践者），事業者（社会福祉の事業経営者），行政がともに取り組む方向を示し、市民の皆様に取り組んでいただきたいこと，事業者の皆様に取り組んでいただきたいこと，行政が取り組むことについて、記載している。

○事業者の皆様をお願いしたいこと

～計画の推進に当たって、事業者の皆様期待される役割

- ・福祉サービスの提供者として、利用者の自立支援や権利擁護，サービスの質の向上，事業内容等の情報提供や情報公開，他のサービスとの連携に取り組むこと。
- ・専門的な知識や技術を活かして、地域福祉活動に参加・協力すること。

※「第3期旭川市地域福祉計画」は、旭川市のホームページの福祉保険課ページでご覧いただけます。

<http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/files/fukushihoken/tiikifuku>

[shi/index.html](#)